

## 年度償却資産課税標準特例該当資産届出書兼明細書 (提出用)

所有者住所 (法人にあっては本店所在地)	所 有 者 氏 名	資 産 所 在 地
		区

所 有 者 コ ー ド				

適用項目	資 産 種 類	資 産 件 数	取 得 価 額	評 価 額	課 税 標 準 額	減 額 分
第 項 ( )	構 築 物	件	円	円	円	円
	機 械 及 び 装 置					
	工 具、器 具 及 び 備 品					
	合 計					
第 項 ( )	構 築 物					
	機 械 及 び 装 置					
	船 舶					
	車 両 及 び 運 搬 具					
	合 計					

種類	特例コード	評 価 額 (円)													
特 例 内 容															

行 数	申 告 区 分				資 産 の 名 称 等	特 例 適 用 項 目	取 得 年 月			耐 用 年 数	取 得 価 額				特 例 コー ド	平 成 年 度 評 価 額			
	種 類	年 号	年 度	頁			行 数	年 号	年		月	十 億	百 万	千		(円)	十 億	百 万	千
1						法第 349 条の 3 第 法附則第 15 条第 項 項													
2						法第 349 条の 3 第 法附則第 15 条第 項 項													
3						法第 349 条の 3 第 法附則第 15 条第 項 項													
4						法第 349 条の 3 第 法附則第 15 条第 項 項													
5						法第 349 条の 3 第 法附則第 15 条第 項 項													
6						法第 349 条の 3 第 法附則第 15 条第 項 項													
7						法第 349 条の 3 第 法附則第 15 条第 項 項													
8						法第 349 条の 3 第 法附則第 15 条第 項 項													
9						法第 349 条の 3 第 法附則第 15 条第 項 項													
10						法第 349 条の 3 第 法附則第 15 条第 項 項													

課税標準特例該当資産届出書兼明細書 (提出用)

\*再生紙 (古紙配合率 70%) を使用しています。

(注意) 1 太線内を記入してください。 2 増減資産申告の場合は新たに特例に該当することとなった資産のみを、全資産申告の場合は特例に該当する資産すべてを、記入してください。

## 年度償却資産課税標準特例該当資産届出書兼明細書 (控用)

所有者住所 (法人にあっては本店所在地)	所有者氏名	資産所在地
		区

所有者コード			

適用項目	資産種類	資産件数	取得価額	評価額	課税標準額	減額分
		件	円	円	円	円
第 項 ( )	構 築 物					
	機 械 及 び 装 置					
	工 具、器 具 及 び 備 品					
	合 計					
第 項 ( )	構 築 物					
	機 械 及 び 装 置					
	船 舶					
	車 両 及 び 運 搬 具					
	合 計					

種類	特例コード	評価額 (円)												
特 例  内 容														

行数	申告区分					資産の名称等	特例適用項目	取得年月			耐用年数	取得価額				特例コード	平成 年度評価額			
	種類	年号	年度	頁	行数			年号	年	月		十億	百万	千	(円)		十億	百万	千	(円)
1							法第 349 条の 3 第 3 項 法附則第 15 条第 3 項													
2							法第 349 条の 3 第 3 項 法附則第 15 条第 3 項													
3							法第 349 条の 3 第 3 項 法附則第 15 条第 3 項													
4							法第 349 条の 3 第 3 項 法附則第 15 条第 3 項													
5							法第 349 条の 3 第 3 項 法附則第 15 条第 3 項													
6							法第 349 条の 3 第 3 項 法附則第 15 条第 3 項													
7							法第 349 条の 3 第 3 項 法附則第 15 条第 3 項													
8							法第 349 条の 3 第 3 項 法附則第 15 条第 3 項													
9							法第 349 条の 3 第 3 項 法附則第 15 条第 3 項													
10							法第 349 条の 3 第 3 項 法附則第 15 条第 3 項													

課税標準特例該当資産届出書兼明細書 (控用)

\*再生紙(古紙配合率70%)を使用しています。

(注意) 1 太線内を記入してください。 2 増減資産申告の場合は新たに特例に該当することとなった資産のみを、全資産申告の場合は特例に該当する資産すべてを、記入してください。